

外部資金・特別経費等によるプロジェクト研究員の選考手続き等について

平成21年6月3日 所長裁定
平成27年3月19日最終改正

国際日本文化研究センタープロジェクト研究員取扱要項(以下「プロジェクト研究員取扱要項」という。)第6条に基づき、外部資金・特別経費等によるプロジェクト研究員の選考手続き等について、以下のとおり定める。

(新規雇用)

第1 外部資金・特別経費等によりプロジェクト研究員の雇用を新規に希望する者は、その雇用が当該経費等の使途として認められることを所掌課において確認のうえ、別紙「プロジェクト研究員候補者推薦書」(以下「推薦書」という。)に履歴書及び研究業績一覧を添付して総務課人事係に提出するものとする。

(経費)

第2 この定めにおいて、外部資金とは、共同研究経費、受託研究経費、科学技術振興調整費、科学研究費補助金、寄附金をいう。また、特別経費等とは、予算措置された運営費交付金の特別経費で人件費が積算されているもの及び機構長裁量の人件費をいう。

(契約更新)

第3 契約期間の更新を希望する場合は、推薦書にプロジェクトの進捗状況及び成果の中間報告書を添付して総務課人事係に提出するものとする。

(選考委員会)

第4 外部資金・特別経費等によるプロジェクト研究員の候補者選考委員会の組織は、プロジェクト研究員取扱要項第4条の規定にかかわらず、調整会議とする。

(審査)

第5 推薦のあったプロジェクト研究員候補者については、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) プロジェクト研究員を雇用しようとする研究プロジェクトが、国際日本文化研究センタープロジェクトとして認められること
- (2) プロジェクト研究員候補者が博士の学位を取得していること又は博士の学位を取得している者と同等の能力を有すると認められること

(センター会議への報告)

第6 プロジェクト研究員として雇用することが決定された者については、センター会議に報告する。

(その他)

第7 ここに定めるもののほか、プロジェクト研究員の選考手続き等に関し必要な事項

は、所長が定める。

附 則

この定めは、平成21年6月3日から実施する。

附 則

この定めは、平成22年9月1日から実施する。

附 則

この定めは、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この定めは、平成27年4月1日から実施する。

別紙

プロジェクト研究員候補者推薦書

推薦者 氏名：

(ふりがな) 候補者氏名		新規 継続 の別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
候補者現職			
プロジェクト研究員を 配置する 研究プロジェクト名			
プロジェクト期間	年 月 日 ~	年 月 日	
契約期間	年 月 日 ~	年 月 日	
経費の出途			
日給制職員 時間給制職員の別	<input type="checkbox"/> 日給制職員	<input type="checkbox"/> 時間給制職員	
日給制職員単価	<input type="checkbox"/> 17,400円	<input type="checkbox"/> 15,700円	<input type="checkbox"/> 13,000円
時間給制職員単価	<input type="checkbox"/> 1,600円	<input type="checkbox"/> 1,400円	<input type="checkbox"/> 1,200円
プロジェクト研究員を 必要とする理由			

注) 新規者については、「履歴書」及び「研究業績一覧」を併せて提出願います。

継続者については、「プロジェクトの進捗状況」及び「成果の中間報告書」を併せて提出願います。